# 手形の割引とその会計

石川雅之

## 1. 手形を割引くとはどういうことか

手形代金は手形に記載された支払期日にならないと支払われません。ですから、商品を販売し、その代金を手形で回収しても、現金がなければ交通費や雑費など日々の支払いに困ることもありえます。そのような場合に、支払期日の到来していない手形を裏書譲渡して現金化する方法が用いられることがあります。すなわち、手形の所持人が手形を金融機関等に裏書譲渡し、その日から支払期日までの金利に相当する金額を手形金額から差し引いた金額を受け取るというもので、これを手形の割引と呼んでいます。したがって、手形の割引きは短期の資金調達手段のひとつといえます。

手形を割引くと、手形を割引いた日から支払期日までの金利相当分を差し引かれるので、手 形金額より少ない金額しか受け取れないことになりますが、手持ちの現金が足りない場合など は便利な方法であるといえます。なお、手形の割引に際して差し引かれる金利相当分を、割引 料と呼んでいます。

手形の割引については、これを手形を担保とする消費貸借とする見方もあります。手形割引に応じる側である金融機関では、割引依頼人に対する貸出しの一種として位置付けており、割引依頼人の借入枠を見る場合に、手形割引も借入残高に含めるのがふつうです。また、割引料の計算にあたっても期間の利息計算を適用しています。

しかし、手形割引の性格については、手形の売買であるとするのが通説です。もっとも、手 形の売買とはいえ、銀行取引約定書の契約により、手形が不渡りになった場合や手形の信用が 著しく低下した場合には、割引依頼人は手形を買い戻す義務を負うことになります。

# 2. 手形取引と偶発債務

裏書譲渡あるいは手形割引という方法によって、受け取った他人振り出しの手形を第三者に 譲渡する場合に万一満期日に手形代金が支払われないことがあると、手形の裏書人(あるいは割 引に出した者)は手形金額と満期日以後の法定利息を支払う義務が生じます。手形の満期日に手 形金額の支払いが行われないことを不渡といい、その手形を不渡手形といいますが、この場合、 手形の所持人は前の裏書人や手形の振出人にさかのぼって支払いの請求をなすことができます。 したがって、裏書した手形が不渡になると、裏書人は手形の所持人から支払いを請求され、支 払義務を負うことになります(受取手形遡及義務ともいいます)。

このような債務は手形を譲渡した場合に「生じるかもしれない債務」であり、これを「偶発債務」と呼んでいます。このような偶発債務も含めて手形の裏書ないし割引の簿記上の処理として従来3つの方法が知られてきました。第1の方法は、とくに偶発債務の存在を考慮しない方法、第2の方法は評価勘定を設けて偶発債務を記録する方法、第3の方法は対照勘定を起こして偶発債務を記録をする方法です。

第1の方法は手形金額を受け取る権利の増減を単純に「受取手形」勘定の増減として記録するものです。手形を受け取ったときには、手形金額を受け取る権利を表わす「受取手形」勘定に借記しますから、反対に手形を裏書譲渡した場合には手形金額を受け取る権利がなくなるので、「受取手形」勘定に貸記するというものです。たとえば、売上代金として¥100,000の約束手形を受け取った場合には

(借) 受 取 手 形 100,000 (貸) 売 上 100,000 と記入するわけですから、買掛金 10 万円の支払いのために上記の手形を裏書譲渡したとすれば、

(借) 買 掛 金 100,000 (貸) 受 取 手 形 100,000 という記入をするというものです。

しかし、この方法では手形裏書によって生じるかもしれない偶発債務を無視することになります。

そこで、偶発債務を記録するために、評価勘定によって偶発債務を記録する方法が用いられることがあります。評価勘定とはある勘定のマイナスを意味する勘定です。以下に見るように「裏書手形」勘定について言えば、「受取手形」勘定のマイナスを意味します。評価というとわかりにくいかもしれませんが、評価勘定を使うということは「とりあえず別の名前で記録しておく」ことだと思ってもらってもいいかもしれません。

たとえば、商品¥100,000 を仕入れ、代金は得意先より受け取った約束手形を裏書譲渡して支払ったとすると、偶発債務を無視する方法では裏書譲渡した時点で受取手形が減少したものとして

(借) 仕 入 100,000 (貸) 受取手形 100,000

という記録をしますが、この記入の仕方では、万が一手形代金が支払われなかった場合に、手 形代金の支払義務が生じるということがわかりません。そこで、このことを勘定記録の上で明 らかにするために、裏書譲渡した時点で受取手形を減少させる記入をせずに「裏書手形」とい う評価勘定を用いて次のように記録します。 (借) 仕 入 100,000 (貸) 裏 書 手 形 100,000

そして手形代金の決済が行われ、手形代金を請求される可能性がなくなった時点で次のよう に裏書手形を消すとともに、受取手形を減少させます。

(借) 裏書手形 100,000(貸) 受取手形 100,000

この例示からわかるように、評価勘定を用いる場合には、裏書した段階ではまだ受取手形を減少させずに、不渡りが生じた際の債務を裏書手形として表わしておきます。そして、決済が行われた段階で受取手形を減少させ、同時に裏書手形を消滅させます。したがって、裏書手形の残高があるということは、「受取手形を裏書譲渡したが、まだ手形代金決済は行われていない」ということを表わすことになります。(第1の時点の残高表には、受取手形100,000という資産と裏書手形100,000という負債があることになります。)なお、手形を割引いたときには、割引手形という評価勘定を用います。割引も裏書譲渡の1つですが、代金の支払いとして手持ちの手形を譲渡した場合と現金化するために割引いた場合とでは使用する勘定科目を区別します。

手形を譲渡した場合に「生じるかもしれない債務」を表わすもう1つの記帳方法は対照勘定と呼ばれる勘定を使用する方法です。これは裏書義務・裏書義務見返という1セットの勘定を用いることによって偶発債務を記録しようとするものです。この場合には、偶発債務は裏書義務・裏書義務見返という1セットの勘定で示されるので、受取手形を決済まで残しておかずに、裏書譲渡した時点で減少させます。さきほどと同じ例を使って示せば、仕入時の仕訳は次のようになります。

(借) 仕 入 100,000 (貸) 受 取 手 形 100,000 裏書義務見返 100,000 (貸) 裏 書 義 務 100,000

裏書義務・裏書義務見返という似たような名前の勘定を用いるため、どちらが借方でどちらが貸方なのか紛らわしいですが、まず、義務=債務=負債と覚えておけばよいでしょう。反対側、すなわち資産側にくるのが見返です。手形代金が支払われた段階で裏書義務と裏書義務見返を反対記入します。さきほどと同じ例を使って示せば、手形が決済された時の仕訳は次のようになります。

(借) 裏書義務 100,000(貸) 裏書義務見返 100,000

不渡りになった場合にも、反対記入を行って、評価勘定の場合と同様に必要な仕訳を行います。なお、手形を割引いたときには、代金の支払いとして手持ちの手形を譲渡した場合と現金化するために割引いた場合とを区別して、割引義務・割引義務見返という1セットの対照勘定を用います。

ですが、このような対照勘定を用いるメリットはほとんどないと思われます。評価勘定で十分だからです。そのため、実際にはほとんどこの方法は用いられていないようです。

## 3. 金融商品会計

近年会計ビッグバーンといわれるような会計の変革が行われています。その1つに金融商品への時価会計の導入があります。具体的には、1999年1月に「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」が大蔵省企業会計審議会より公表されました。この意見書は、金融商品会計基準の設定に関する経緯、会計基準の改定・整備におけるこの意見書の位置付け、金融商品会計基準の要点と考え方、金融商品会計基準、金融商品会計基準注解により構成されています。このうちの金融商品会計基準が金融商品に係る包括的な会計基準を定めています。

この意見書の要請により、日本公認会計士協会は2000年1月に「金融商品に係る実務指針(中間報告)」を公表しました。また、2000年9月には「金融商品会計に関するQ&A」を公表しています。(これらは2001年7月に一部修正がなされています。)

これらは金融商品に関する新しい会計のルールとなったのですが、この中に手形の割引に関する部分が含まれています。受取手形は金銭債権であり、支払手形は金銭債務ですから、それぞれ金融資産・金融負債に含まれます。手形の割引・裏書譲渡についても金銭債権の消滅の認識に関連して取り上げられているのです。「金融商品会計に関する実務指針」はどのように処理すべきかを指示した部分とそのような処理方法に至った考え方を示している部分とからなっていますが、手形の割引に関しては次のように記されています。

- 34. 受取手形は、その割引又は裏書譲渡時に消滅を認識する。
- 136. 割引手形及び裏書譲渡手形については、原則として新たに生じた二次的責任である保証債務を時価評価して認識するとともに、割引による入金額又は裏書による決済額から保証債務の時価相当額を差し引いた譲渡金額から、譲渡原価である帳簿価額を差し引いた額を手形売却損として処理する。
- 251. 手形割引は、手形の所持人が満期前に第三者に手形を譲渡し、その対価として譲渡の日以後満期に至るまでの金利相当額(割引料と呼ばれる。)を手形額面金額から差し引いた金額を受け取る取引である。手形を譲り受けた金融機関は、満期日まで所持し手形債務者から手形代金を取り立てることもできるし、また、満期前に当該手形を他の金融機関に譲渡(再割引という。)して、資金を回収することもできる。

このような場合、手形行為そのものとしては、通常、裏書譲渡が行われる。

252. 銀行取引約定書(ひな型)には、手形割引の法律構成を売買とすることが明示されている。当該約定書の「差引計算」においては、「弁済期にある割引人の預金その他の債権と割引人の銀行に対する債務とを、その債務の期限が未到来であっても、割引人は相殺できる。」とした上で、「満期前の割引手形について、割引人が前項により相殺する場合には、割引人は手形面記載の金額の買戻債務を負

担して相殺できるものとする。ただし、銀行が他に再譲渡中の割引手形について は相殺することができない。」としている。

この規定により割引人に買戻権があると解する考え方がある。この割引人の買 戻権は買戻額が手形額面金額であることから割引人にとって経済的に不利であ り、本報告が前提としている譲渡人の譲渡金融資産に係る買戻権とは性質を異に している。また、ただし書で「銀行が他に再譲渡中の割引手形については相殺す ることができない」とされていることから、割り引いた手形に係る自由処分権は 銀行にあることは明白である。したがって、手形に対する支配は割引時に移転し たものと考えられる。

# 4. 手形割引の新しい会計処理

「金融商品会計基準」やそれを受けて公表された「金融商品に係る実務指針」は上場企業などの大企業を対象としたものと考えられます。したがって、必ずしもすべての企業に「金融商品会計基準」が規定している新しい会計処理方法が求められるわけではありません。ただし、検定試験などでは新しい会計基準による処理が求められることになると思われます。

「金融商品会計基準」および「金融商品に係る実務指針」の公表によって、手形割引の会計処理がどのように変わるのかというと、まず手形を裏書ないし割引いた時点で「受取手形」を消滅させるという点が指摘できます。このことは評価勘定を用いる方法に関係します。それは評価勘定を用いる方法は使用できないということです。というのも、評価勘定を用いる場合には、手形が決済されるまでは「受取手形」としておくことになりますが、新しい会計処理では裏書した時点もしくは割引いた時点で「受取手形」を消滅させなければならないからです。

次に、割引料という科目がなくなります。実務指針は手形の割引は消費貸借ではなく売買あるとして、手形額面金額と手取額との差額は手形売却損とするよう求めています。

また、手形の割引時における保証債務(受取手形遡及義務)を時価で評価することを求めています。ですが、保証債務の時価とは何なのでしょうか。この点については明確にされているとは思われません。

実務指針では、保証債務の時価相当額を「保証債務」という勘定の貸方に計上するとともに、「保証債務費用」の借方に費用計上することを求めています。保証債務費用は、割引いた手形が不渡りの危険がないに等い優良手形である場合には、ゼロと考えられます。つまり、不渡りの危険が高ければそれだけ保証債務費用も高くなるということです。

このように考えるならば、保証債務の時価は当該手形のリスク評価に関連すると考えてもよさそうです。「金融商品に係る実務指針」では、受取手形については時価評価しないものとしています。ただし、金銭債権の貸借対照表価額は取得価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とするものとしています。これはある意味信用リスクを時価評価し

たものといえます。

たとえば、ある種類の受取手形のうち過去に0.1%が貸倒れとなっているとすれば、その種類の受取手形の信用リスクを考慮した価額は額面の99.9%と考えられます。仮にこの種類に分類される額面金額100万円の受取手形があったとすると、その手形の信用リスクを考慮した価額は99万9,000と考えられます。

このように考えるならば、手形割引に伴う保証債務の時価は当該手形の貸倒引当金相当額と 考えるのが適当ということになるでしょう。たとえば上記の手形を割引いたとすれば、保証債 務および保証債務費用は1,000円ということになります。

ところで、割引いた手形が無事決済された場合、保証債務はどのように処理すればよいので しょう。期日に手形が決済された場合には、受取手形遡及義務がなくなるわけですから、保証 債務を消滅させることが必要となります。そこで、割引いた手形が決済された時には、保証債 務に借記します。同時に保証債務費用として計上した金額を戻し入れる必要があります。保証 債務費用を戻し入れるに際しては、「保証債務取崩益」という勘定を用います。

#### 5. 設例

① 書 L 味 上

- ① A社(決算日:3月31日)は、3月20日に商品¥1,000,000を販売し、代金として約束手 形¥1,000,000(満期日:4月30日)を受け取った。ただし、売上日から手形決済日までの 金利相当額は考慮しないものとする。
- ② 決算日においてこの手形について、額面の 0.1%の貸倒引当金を計上した。
- ③ この手形を 4 月 1 日に銀行で割り引き、割引料¥2,500 を差し引かれ、手取金を当座預金とした。なお、割引時における保証債務の時価は額面の 0.1%と評価された。
- ④ この手形は手形満期日に無事決済された。

(I)	<b>元上</b> 時点	7.				
	(借)	受 取 手 形	1, 000, 000	(貸)	売 上	1, 000, 000
2	決算日 (借)	貸倒引当金繰入額	1,000	(貸)	貸倒引当金	1, 000
3	割引時					
	(借)	当座預金	997, 500	(貸)	受 取 手 形	1, 000, 000
		保証債務費用	1, 000		保証債務	1,000
		貸倒引当金	1,000		貸倒引当金戻入益	1,000
		手 形 売 却 損	2, 500			

## ④ 手形満期日

(借) 保証債務

1,000 (貸) 保証債務取崩益

1,000

#### 6. おわりに

金融商品に係る実務指針の求める新しい会計処理に関してはいくつかの疑問点もしくは不明な点があります。第一に保証債務の時価評価をいつ行うのかという点です。実務指針は手形を割引くごとに保証債務を時価評価し、決済されるごとに保証債務費用を戻し入れることを求めているように思われます。しかし、貸倒引当金の設定については決算に際して行うことが求められています。上記の設例では、手形受取時と割引時の間に決算日を挟んでいるので、結果的に貸倒引当金が保証債務に変わっただけですが、貸倒引当金の設定を決算に際して行うのであれば、保証債務の時価評価も決算時に未決済の手形についてのみ行ってもよいのではないかと思われます。

次に現行の会計制度では、手形の裏書譲渡および割引に伴う偶発債務を貸借対照表に注記することが求められているので、手形を裏書ないし割引いた時には偶発債務を記帳しておくほうが望ましいと考えられます。しかし、実務指針の例示では偶発債務の記帳は行われていません。それでは、偶発債務を記帳すべきかなのでしょうか。記帳すべきであるとすると、そもそも保証債務の時価評価とはいったいどのような意味をもつのかというところから考え直したくなります。

また、偶発債務を記帳するとした場合、対照勘定を用いるしかないのかということも考えてみなければなりません。というのも、先にもふれたように、「金融商品に係る実務指針」では、受取手形の消滅は割引いた時点で認識するということになっているので評価勘定を用いることはできません。評価勘定を用いずに偶発債務を記帳しようとするならば、対照勘定によるしか方法はないように思われます。それとも他に記帳方法があるのでしょうか。この点について若干の疑問が残ります。ただ、保証債務を時価評価するということを第一に考えるならば、偶発債務を記帳する必要はないと解するべきなのかもしれません。